

交通事故防止対策本部の拡充について

(閣議決定案)

最近における交通事故の防止の問題、特に踏切事故の防止について、関係各行政機関の間における事務の緊密なる連絡を図り、これが総合的対策を推進するためには、昭和三十年五月二十日閣議決定をもつて設置した交通事故防止対策本部の部員を増加するとともに、学識経験者の意見を徴する必要があるため、同本部に部員として新たに自治庁長官官房総務参事官、運輸省鉄道監督局長、運輸省自動車局長、建設大臣官房長及び建設省計画局長を加え、また、本部長が専門の事項について学識経験者のうちから委嘱する参与若干名を置くことができるものとする。

なお、機構の改正により、部員のうち、内閣総理大臣官房審議

室統轄参事官を内閣総理大臣官房審議室長に、中央気象台長を氣象庁総務部長に改める。

交通事故防止対策本部の設置について（昭三〇、共二〇）
閣議決定

最近の交通事故の蔓延すべき現況に鑑み、関係各行政機関の間における交通事故防止に関する事務の緊密なる連絡を図るとともに、これが総合的対策を推進するため、左記の要領により交通事故防止対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

記

一、対策本部は、内閣に設け、閣議決定に基く事実上の機関とする。

二、対策本部の機構は、次のとおりとする。

本部長 内閣官房長官

副本部長 内閣官房副長官のうちから内閣総理大臣が指名す

る者一人

部員 内閣総理大臣官房審議室統轄参事官

警察庁警備部長

法務省刑事局長

文部省初等中等教育局長

・ 社会教育局長

通商産業省重工業局長

運輸大臣官房長

中央気象台長

海上保安庁総務部長

労働省労働基準局長

建設省道路局長

幹事 関係各行政機関の職員 若干名

三、対策本部の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

四、前各項に定めるものの外、対策本部の運営に關し必要な事項は、本部長が定める。